

## **参考資料(語句説明)**

## ア行

### アダプトプログラム

行政が、特定の公共財（道路、公園、河川など）について、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度のこと。美化活動を行う主体は、地域住民などのボランティアが多く、行政はそれらの活動に対し一定の支援を行う。

### 一次避難地

地震や火災等の災害が発生した場合に一時的に避難する場所のこと。

### 運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園。

### オープンスペース

都市における公園、緑地、街路、河川敷、民有地の空き地部分などの建築物に覆われていない空間。

### 温室効果ガス

地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす二酸化炭素やメタンなどの大気中のガス。

## カ行

### 街区公園

主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

### 開発許可制度

都市計画法に基づいて、一定の土地の造成に対するチェックを行うことにより、新たに開発される市街地の環境の保全、災害の防止、利便の増進を図るために設けられた制度。

### 河川区域

河川法に基づき、河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地等として指定する区域。

### 緩衝緑地

大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地。

### 幹線道路

都市内において、主要な地点を結び、道路網の骨格を形成する道路。高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般都道府県道など。

### 近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

### 景観形成地区

兵庫県の景観条例に基づいて指定される、優れた景観を創造又は保全する必要がある区域のこと。

### 広域避難地

地震等による火災が延焼拡大して地域全体が危険な状態になった場合でも避難できるような場所のこと。

## サ行

### 市街化区域

都市計画法に基づいて指定される区域で、すでに市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

### 市街化調整区域

都市計画法に基づいて指定される区域で、市街化を抑制すべき区域。

### 市街地開発事業

都市計画法に基づいて、一定の区域において、総合的な計画に基づき、道路などの公共施設や宅地等を一体的に整備することを目的として実施する事業。

### 指定管理者制度

公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するために設けられた制度。

### 市民農園

自然とのふれあいを求める市民に対し、その機会等を提供するためにレクリエーション活動として野菜類等の栽培を行えるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける菜園（農園）のこと。

### 植生自然度

植生からみて土地の自然性がどの程度残されているかを示す指標の一つ。

### 生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされている。

## 総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。

## 夕行

### 地域森林計画対象民有林

国が定める「全国森林計画」に即して、都道府県知事が、森林の整備や保全の目標などを定めた「地域森林計画」の対象となる民有林のこと。

## 地球温暖化

二酸化炭素等の温室効果ガスが、地表面から放出する赤外線を吸収することにより、地球が温室のようになって大気の温度を上昇させること。

## 地区計画

都市計画法に基づいて、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度。

## 地区公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

## 都市計画区域

都市計画法に基づいて、「一体の都市として、総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域」について、都道府県が指定するもの。

## 都市計画公園

都市計画法に基づいて、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、道路や河川、下水道等と並び、都市施設として計画的に配置、整備される公園。

## 都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 に基づいて、市町村が策定主体となって、都市計画区域における都市づくりの将来ビジョンを示す計画。

## 都市公園

都市公園法に基づいて、国や地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地。

## 都市農業振興基本計画

都市農業振興基本法に基づいて、都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針、都市農業の振興に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等について定める計画。

## 都市緑地

主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地。

## ナ行

### 二次林

自然林が伐採された後、または焼失した後に自然に生えてきた樹林のこと。

### 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

農業経営基盤強化推進法に基づいて、都道府県が作成する農業経営基盤強化促進基本方針に即して策定される計画。

## ハ行

### ヒートアイランド

人間活動が原因で都市の気温が周囲より高くなること。地図上に等温線を描くと、高温域が都市を中心に島状に分布することから、このように呼ばれている。ヒートアイランドの主な原因としては、人工排熱、地表面の人工被覆、及び都市密度の高度化が挙げられる。

## 風致公園

主として風致（自然の風景などのおもむき、味わい）の享受の用に供することを目的とする公園。

## 保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。

## 墓園

主として墓地の設置の用に供することを目的として設置された公園。

## 保存樹

「高砂市保存樹指定要綱」に基づいて指定された樹木のこと。

## マ行

### まちづくり協定

まちづくり推進条例に基づく制度。地区の住民等により構成されたまちづくり団体が策定する地区のルールで、市長の認定を受けたもの。

## まちづくり推進条例

計画的な土地利用と地区の住民等の参画と協働によるまちづくりの推進に関し基本となる事項を定めた条例。

## ヤ行

### 遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

### 用途地域

都市計画法に基づいて定める地域地区の一つ。市街地における用途混在の防止を目的として、住居、商業、工業など大枠の土地利用を区分するもの。第一種低層住居専用地域など住居系用途 7 種類、商業系用途 2 種類、工業系用途 3 種類の計 12 種類がある。

## ラ行

### ランドマーク

ある特定地域の景観を特徴づける目印。山や高層建築物など、視覚的に目立つもの。

### 緑道

災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、公共施設を相互に結ぶように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地。

### 緑地協定

一定の区域を対象に住民同士や企業同士が定めた緑化に関するルールを都市緑地法に基づいて担保する制度。

### 緑被地

樹林地や草地、農地などの緑に覆われた土地のこと。

### 緑被率

ある一定の地域内における緑被地の割合。

### レクリエーション

仕事や勉強等の肉体的、精神的疲労をいやし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。

### レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因等の情報を記載した図書。





高砂市

TAKASAGO CITY

## 高砂市緑の基本計画

---

発行日 平成 28 年 7 月

編集・発行 高砂市 まちづくり部 まちづくり推進室 都市政策課  
〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号  
電話：079-443-9033

Email：tact3810@city.takasago.hyogo.jp

